○農林水産省告示第三百三十七号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十四年三月十四日農林水産省告示第六百九十一号（平成二十三年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号及び第五号の区域を告示する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　裕

「福島市　白河市　須賀川市　相馬市　伊達市」を「福島市　白河市　須賀川市　相馬市　南相馬市　伊達市」に改める。

○農林水産省告示第三百三十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月二十一日農林水産省告示第百八十八号（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月六日から施行する。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　裕

別表中「、昭和町」、「、大目町」、「、丹木町」、「、中野上町」、「、中野町、楢原町」及び「牛浜、」を削り、「西多摩郡」を「並びに西多摩郡」に改め、「、大丹波」を削り、「犬山市五郎丸（名古屋鉄道小牧線以西の地域に限る。）、羽黒（名古屋鉄道小牧線以西で県道百九十四号線以北の地域に限る。）、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒摺墨、羽黒堂前及び羽黒余町、大阪府」を「一宮市浅井町江森、浅井町大日比野、浅井町尾関、浅井町河端、浅井町小日比野、浅井町西浅井、浅井町西海戸、浅井町東浅井、浅井町前野及び瀬部、犬山市犬山（県道二十七号線との交点以西の県道百八十三号線、その交点から県道百八十六号線との交点までの県道二十七号線及びその交点以東の県道百八十六号線以南の地域に限る。）、上坂町、上野、上野新町、郷西、木津、五郎丸（名古屋鉄道小牧線以西の地域に限る。）、天神町、中山町、羽黒（新郷瀬川以西の地域に限る。）、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒菊川、羽黒新田、羽黒摺墨、羽黒高橋、羽黒堂前、羽黒成海西、羽黒成海南、羽黒余町、橋爪（一般国道四十一号線以北の地域に限る。）及び橋爪東、江南市河野町並びに丹羽郡大口町大字河北、河北及び仲沖並びに扶桑町、大阪府河内長野市町、木戸、木戸町（一般国道三百十号線以東の地域に限る。）、木戸東町、楠町西、楠町東、汐の宮町、千代田南町、松ケ丘中町及び松ケ丘東町並びに」に改め、「新家」の下に「、須賀」を加え、「、中村」、「、東桑津」及び「、雲雀丘」を削る。

○農林水産省告示第三百三十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第五項の規定に基づき、平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号（農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成二十九年産の果実に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成三十年産の果実に係る共済関係から適用するものとし、一般果樹に係る収穫共済の平成二十八年産の果実に係る共済関係並びになつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済の平成二十九年産の果実に係る共済関係についての農業災害補償法第百二十条の六第五項の細区分については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百四十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、平成二十九年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成三十年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村三沢字矢木沢四六、四七の一、五〇、字宝沢一八の三、一八の四、二一の二、字高沢四の四から四の九まで、下黒川字川場五六（次の図に示す部分に限る。）、富山字押出三〇の二（次の図に示す部分に限る。）、三〇の三、字久原七の一・七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢木沢四六・四七の一・五〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字宝沢二一の二（次の図に示す部分に限る。）、字川場五六（次の図に示す部分に限る。）、字押出三〇の二・三〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字久原七の二・八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字桐元谷流一六七四の一から一六七四の五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字葛根原二六九二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）